

令和3年度（2021年度）金沢大学法科大学院 入学試験問題

【D日程】法律専門科目試験

商法 出題の意図

問題1

遺産分割未了の共有状態の株主による単独での訴訟提起の可否、および会社の同意の下での議決権行使の適法性について検討を求める問題である。

遺産分割未了の株式は、共同相続による準共有状態（民法264条）となる。共有者らは、当該株式についての権利行使者を会社に対して通知（会社法106条）しなければならないとされている。この権利行使者の決定は、通常は管理行為として持分割合の過半数で決せられる（民法252条本文）。ただし、各共有者が単独で権利指定者の指定無しに訴訟の提起を行う事は認められる場合がある（最判平成3年2月19日判例時報1398号140頁など）。

権利行使者の指定通知がなくとも会社が同意をすれば共有者による株主としての権利行使は認められるが（会社法106条但書）、それは当該権利の行使が民法の共有に関する規程に従ったものでなければならない（最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁）。

本件では、過半数の共有持分を有するDの意思に反した議決権行使がなされている。従ってたとえ会社がCによる議決権行使に同意をしていたとしても、故Aの株式の議決権行使は違法なものとなる。

問題2

法人格否認の法理についての説明を求める問題である。法人格否認の法理とは、当該会社が独立した法人格を有することを否定する法理である。この法理は明文の規定はないが、判例・学説ともにその存在を認めてきた（最判昭和44年2月27日民集23巻2号511頁）。法人格の否認の法理は、「法人格の濫用」と「法人格の形骸化」の二類型を基本として議論されている。